

# 登録や許可が必要な運送と不要な運送について

－青森県移送サービスネットワークの見解－

## 1. 登録や許可が必要な運送とは

自動車に乗せた利用者から運送の対価として「運賃」にあたる金銭を徴収する場合に、道路運送法に定められている登録や許可が必要になります。

移送サービスボランティア活動で、自動車に乗せた障害者から、（その送迎にかかった）ガソリン代・有料道路通行料・駐車場代だけを徴収する場合は、実費として登録や許可は不要ですが、実費以上の金額を徴収する場合は有償運送となり、福祉有償運送登録またはタクシー許可が必要になります。

訪問介護員等による有償運送の場合、介護保険制度では、公共交通を使用して、身体介護で介助をすることが認められていました。しかし、利用者の自宅からバス停まで距離があり歩くのが大変、ちょうどいい時刻にバスが来ないなどのやむを得ない場合に、ヘルパーが運転する自動車で通院送迎をしてもいいということになりました。そのため、公共交通と同様に運賃を徴収することが定められました。無料で行うことは認められません。

また、この運送は「訪問介護員等による有償運送」で、対象となるのは「指定訪問介護事業所」「指定訪問介護事業所を併設する住宅型有料老人ホーム」「指定障害福祉サービス事業所」で、なおかつ介護保険制度や障害者総合支援法制度を適用した送迎に限定されます。

## 2. 登録や許可が不要な運送とは

自動車に乗せた利用者から、お金を一切徴収しないで無料で送迎する場合は、登録も許可も不要です。ふだん、私たちが自分の自家用車に友人などを乗せて出かけるのと同じです。

また、上にも書きましたが、その送迎にかかった実費のみを徴収する場合であれば登録や許可は不要です。乗せてもらった行為に対する感謝の気持ちで支払われる謝礼があった場合、実費より極端に多くなければ、それも許されます。

介護事業所の場合、デイサービスの送迎、グループホームでの通院送迎、老健施設や特別養護老人ホームなどでの通院送迎、小規模多機能型居宅介護の「通い」の送迎などが考えられますが、いずれの場合も訪問介護の「身体介護」や「通院等乗降介助」ではありませんので、有償で行うことはできません。

利用者の要望に応じて、個別に「買物送迎」や「通院送迎」をする場合も、運賃は無料で行わなければいけません。

つまり、これらの送迎は実際に行われていますが、すべて「無料」で行うことになり、登録や許可は不要です。

訪問介護事業所で、「介護保険外サービス」として「買い物同行」「お墓参り」などを送迎付きで行っている所がありますが、この場合は「身体介護」や「通院等乗降介助」を適用しないので、運賃を徴収することはできません。運賃を徴収して行う場合は、福祉有償運送の車両（認定講習修了者）か、許可を取ったタクシー車両（二種免許所持者）であれば実施可能です。

障害のある子どものための「放課後等デイサービス」は、車両での送迎に際し利用料の送迎加算がありますが、デイサービス業務と送迎が一体とみなされ、登録や許可は不要です。

しかし、安全送迎のために、運転する職員に対し「福祉有償運送運転者講習」を受講させたり、「福祉有償運送」の登録をして送迎にあたっている事業所も数多くあります。